

公立大学法人滋賀県立大学学生相談室設置規程

平成 1 8 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 8 2 号

(設置)

第 1 条 滋賀県立大学に学生相談室(以下「相談室」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 相談室は、学生の諸問題についての相談活動およびそれらに関する調査を行い、学生の心身ともに健全な学生生活を助けるための諸活動を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 相談室は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 心理相談
- (2) 生活相談
- (3) その他、相談室が必要と認める業務

(組織)

第 4 条 相談室に次の者を置く。

- (1) 室長 1 名
- (2) 副室長 1 名
- (3) 相談員 若干名

(室長、副室長)

第 5 条 室長および副室長は、滋賀県立大学専任教員のうちから、学長が任命する。

- 2 室長および副室長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 室長は、相談室を代表し、相談室の業務および活動を統括する。
- 4 副室長は、室長の業務を補佐する。
- 5 室長および副室長は、相談員を兼ねることができる。

(相談員)

第 6 条 相談員は、室長の指示に従い、相談業務に従事する。

(会議)

第 7 条 室長は、定期的に相談員を招集し、相談内容の整理、情報交換を行うとともに、相談員の相互理解を図るよう努めるものとする。この場合、必要があると判断するときは、学医(精神科医)に出席を要請し、適切な助言やアドバイスを求めることができる。

(守秘義務および倫理)

第 8 条 相談室の業務に関係する者または関係した者は、その職務上知り得た秘密

を漏らしてはならない。

2 相談業務に従事する者は、職務上の倫理を遵守しなければならない。

(事務)

第9条 相談室に関する事務は事務局学生・就職支援課が処理する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。